

# 決算事務手続きの流れと留意点

4月になりました。多くの組合では通常総会に向け、事業報告書・決算関係書類の作成に取り組まれているかと思います。

そこで本稿では、決算事務手続きの流れと留意点についてご紹介します。ご不明な点等ありましたら、本会までお問い合わせください。



① 年度末締切

② 事業報告書及び決算関係書類の作成

③ 監事に決算関係書類等を提出

④ 監査の実施

⑤ 出資金変更登記

⑥ 理事会招集通知の発送

⑦ 理事会の開催

⑧ 決算関係書類等の事務所備置き

⑨ 通常総会招集通知の発送

⑩ 通常総会の開催

⑪ 理事会の開催

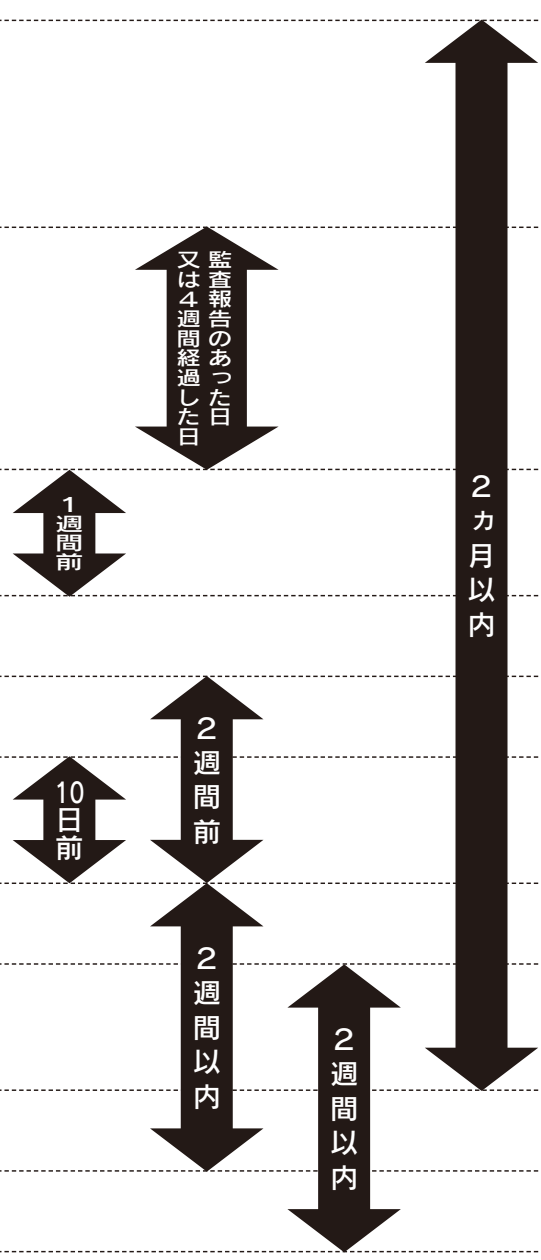
⑫ 通常総会終了後の手続き

⑬ 確定申告及び納税

⑭ 決算関係書類等の提出

⑮ 代表理事変更登記

⑯ その他変更登記



上記項目の番号は右頁の留意点の番号と一致します。

## 手 続 き の 留 意 点

| 事 務 手 続 き         | 留 意 点   |
|-------------------|---|
| ①年度末締切            | 正確な財務諸表作成のため、必要な決算整理手続き等を行う。<br>・ 脱退者の出資金を「未払持分」に振り替える。<br>・ 棚卸表作成、帳簿整理、元帳等の締切<br>・ 組合員の状況を確認し、組合員名簿を整備する。                                |
| ②事業報告書及び決算関係書類の作成 | 組合会計基準に沿った事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案（又は損失処理案）を作成する。  |
| ③監事に決算関係書類等を提出    | 監事に決算関係書類等を提出し、監査を依頼する。   |
| ④監査の実施            | 監事は、会計帳簿や決算関係書類に誤りや記載漏れ等がないか、剰余金処分案（又は損失処理案）が法令及び定款に適合しているか等に留意して監査を実施し、理事に監査報告書を提出する。<br>※会計監査の権限のみを有する監事は、事業報告書を監査する権限がないことを監査報告書に明記する。 |
| ⑤出資金変更登記          | 通常総会の開催を待たず、年度末から <b>4週間以内</b> に登記申請する。   |
| ⑥理事会招集通知の発送       | 理事会開催の <b>1週間以上前</b> までに発送する。（定款変更により短縮可能）<br>なお、理事全員の同意があれば招集手続きを省略可能。   |
| ⑦理事会の開催           | 監査を受けた決算関係書類等の承認、通常総会の開催日時及び場所、通常総会提出議案について審議する。  |
| ⑧決算関係書類等の事務所備置き   | 事業報告書及び決算関係書類を通常総会開催日の <b>2週間前</b> までに主たる事務所に備え置く。<br>※組合員及び組合の債権者から閲覧又は謄写の求めがあれば、正当な理由なく拒むことはできない。                                       |
| ⑨通常総会招集通知の発送      | 通常総会開催の <b>10日前</b> までに到達するように発送する。（定款変更により短縮可能）<br>なお、組合員全員の同意があれば招集手続きを省略可能。<br>※総会資料を同封する。   |
| ⑩通常総会の開催          | 事業年度終了後、 <b>2ヵ月以内</b> に開催する。<br>（定款変更により3ヵ月以内に変更可能）   |
| ⑪理事会の開催           | 通常総会で役員改選を行った場合、理事会を開催し代表理事等役職理事を選任する。  |
| ⑫通常総会終了後の手続き      | ・ 総会議事録の作成<br>・ 剰余金処分（又は損失処理）による振替処理<br>・ 未払持分の払い戻し<br>・ 利用分量配当、出資配当の支払い  |
| ⑬確定申告及び納税         | 通常総会で決算確定後、決算日から <b>2ヵ月以内</b> に申告・納税を行う。  |
| ⑭決算関係書類等の提出       | ・ 決算関係書類（通常総会終了後、 <b>2週間以内</b> ）<br>・ 役員変更届（役員就任後、 <b>2週間以内</b> ）<br>・ 定款変更認可申請書（総会終了後、 <b>速やかに</b> ）                                     |
| ⑮代表理事変更登記         | 代表理事就任後、 <b>2週間以内</b> に申請する。<br>・ 代表理事が変更の場合は、印鑑届も必要。<br>・ 代表理事が再選の場合も登記が必要。  |
| ⑯その他変更登記          | 組合名称、地区、公告方法、事業など定款変更の内容が登記事項である場合、定款変更認可書到達後 <b>2週間以内</b> に登記申請する。   |